

# 社会福祉法人中央共同募金会 理事及び監事並びに会計監査人選任規程

## (目 的)

第1条 この規程は、定款第16条及び第17条に規定する理事及び監事並びに会計監査人の選任について定めることを目的とする。

## (理事の選任)

第2条 定款第16条第1項第1号に規定する理事の選任は、次の各号により評議員会において行うものとする。

(1) 次項により選定された都道府県共同募金会を代表する者6名

(2) 学識経験者 9名以上11名以内

2 前項第1号に規定する理事は、次のブロックからそれぞれ1名選定するものとする。

北海道・東北ブロック

関東ブロック

東海・北陸ブロック

近畿ブロック

中国・四国ブロック

九州ブロック

3 本条第1項第2号に規定する理事は、理事会において候補者を選定するものとする。

## (監事の選任)

第3条 定款第16条第1項第2号に規定する監事は、次の各号に該当する者の中から理事会において候補者を選定し、評議員会において選任するものとする。

(1) 社会福祉事業について識見を有する者

(2) 財務管理について識見を有する者

## (会計監査人の選任)

第4条 定款第16条第4項に規定する会計監査人は、理事会において候補者を選定し、評議員会において選任するものとする。

## (規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

## 附 則

この規程は、平成28年11月28日から施行する。